

土木森林環境委員会会議録

日時 平成25年3月7日（木） 開会時間 午前10時01分
閉会時間 午後2時23分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 堀内 富久
副委員長 塩澤 浩
委員 中村 正則 河西 敏郎 渡辺 英機 丹澤 和平
早川 浩 木村富貴子 飯島 修

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

森林環境部長 安藤 輝雄 林務長 深沢 侑企彦
森林環境部理事（林業公社改革・最終処分場）高木 昭 森林環境部次長 守屋 守
森林環境部技監（林政） 佐野 克己
森林環境部技監（森林整備課長事務取扱） 長江 良明
森林環境総務課長 大堀 道也 環境創造課長 小島 徹
大気水質保全課長 山口 幸久 環境整備課長 保坂 公敏
みどり自然課長 石原 三義 林業振興課長 中山 基
県有林課総括課長補佐 小林 正 治山林道課長 沢登 智

議題（付託案件）

- ※第8号 山梨県環境影響評価条例中改正の件
- ※第34号 林道事業施行に伴う市町村負担の件
- ※第67号 県道の路線の変更の件

請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の2及び3
請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の3

（調査依頼案件）

- ※第15号 平成25年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの
- ※第16号 平成25年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算
- ※第25号 平成25年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、いずれも原案のとおり賛成すべきものと決定した。
また、請願第23-3号及び請願第23-13号については継続審査すべきものと

決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、森林環境部・県土整備部の順に行うこととし、午前10時01分から午後5時17分まで森林環境部関係の審査を行った。（午前11時42分から午後1時30分まで、午後2時44分から午後3時02分まで、午後3時07分から午後3時42分まで、午後4時18分から午後5時17分まで休憩をはさんだ。）

県土整備部関係については3月8日に審査を行うことになった。

主な質疑等 森林環境部関係

※第15号 平成25年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

（公共工事に関する予算について）

渡辺委員 今、当初予算を聞きましたが、先日も補正予算を伺って大変な金額になっているなという思いが、まず1点あります。ここで森林整備について、特に造林、林道、治山の各事業について、今年度、当初予算と補正とあわせた合計金額というか予算が、平成24年度当初予算に比べてどのぐらい伸びているのか、まず伺いたい。

長江森林環境部技監（森林整備課長事務取扱） 森林整備課所管の造林費、また治山林道課所管の林道費、治山費についてのお尋ねですが、単純な計算でございますので、私のほうから一括してお答えさせていただきます。

平成24年度補正予算につきましては、4日の委員会で御審議をいただきました。また、本日、平成25年度当初予算の資料につきまして御説明をさせていただいておりますが、それぞれの課別説明書に掲げております造林費、林道費、治山費の一般会計の予算がございますので、平成24年度補正と平成25年度当初を単純に足し上げて平成24年度の当初と比較して倍率を出すという計算をしてみましたところ、造林費につきましては141%、林道費につきましては150%、治山費につきましては182%ということで、委員御指摘のとおり平成25年度においては実質的に非常に大きな規模の森林整備の予算執行をしていくことになると考えてございます。

渡辺委員 森林県の本県にとってみれば大変うれしい話ということが考えられるわけですが、造林、林道、治山、特に治山と林道については、土木工事の業者が重複しているような部分もあります。一方では、近年、公共工事が減少という中で業者が弱体化している、いわゆる業者も技術者も作業員が実際には減っているような現状ですから、そうしたところを考えながらどのように執行していくのか、まず伺いたいと思います。

沢登治山林道課長 まず、林道、治山にかかわります執行の方針としましては、景気対策を含む補正予算という趣旨と、平成25年度にかかわります国の当初予算が連休前後にずれ込むことから、まず、補正予算の早期執行に努める考えでございます。今、ちょうど年度末ということで、通常の多くの工事が完成時期を迎えるとい

うことで、手持ち工事が会社のほうで少なくなり、受注能力が高くなっている時期だと考えております。

会社の受注環境の改善といいますか、プラスの要因としまして、今年度内に工事を公告する案件につきましては、従来、総合評価落札方式という方針で実施していたんですけども、特例としまして、施工実績のみで参加できるという事後審査型で実施するというので、入札の期間が40日から25日前後に短縮されることにより、早期の契約、会社の事務の軽減や技術者の拘束がなくなるという状況です。

契約後の県との契約約款で定められております現場代理人につきましては、一定の条件を満たせば2カ所まで兼任が可能となり、あわせて、建設業を同じく専任が義務づけられています主任技術者についても2件まで兼務ができるという条件が緩和されております。

このような状況の中で、今回、治山林道工事につきましては、補正で125億円の要求をしております。既に工事の公告をしている案件もございまして、125件のうち年度内に85件を執行する予定です。執行率としましては約70%となります。残りにつきましても、新年度4月から6月の第一四半期に執行するというので進めております。

補正予算に続く平成25年度の当初予算につきましても、国の予算が成立後早期に執行できるよう、補正予算に続きまして切れ目なく進めていきたいと考えております。

渡辺委員

大型の補正予算が組まれたということで、頑張っているなという印象はあります。一方で、いわゆる造林や間伐などといった事業についての推進もしていかなければならないことですが、森林組合と作業員の確保ということもしていかなければ予算執行に追いつかない。

そういう中で、民有林というのは、県の思うとおりになかなかいかない部分がある。いわゆる民有林のそれぞれが少しずつ分かれているとか、さまざまな現場の状況も把握しなければならないだろうし、森林所有者の理解を得ていかなければ作業の執行ができないという現場の事情があるわけですが、どのように取り組んでいこうとしているのか、伺いたいと思います。

長江森林環境部技監（森林整備課長事務取扱） 御指摘のとおり、間伐などの森林整備の作業員の確保は、予算の執行上、重要だと思っております。森林整備は、山の非常に急峻なところで、例えばチェーンソーなどを安全に操作するなど、非常に作業に習熟していただく必要があるものですから、中長期的には新規の参入を促す努力はしてございますが、今回のような急激な予算の増には、それだけでは対応しきれないこともございます。

そこで、森林組合なり、会社や個人の業者の中で、現に働いていただいている作業員の方々がございます。会社などによって事業の繁閑が時期によってございますので、お互いに労務の調整などについて相談をしていただくとか、業界を挙げて、予算を有効に執行していただくように、関係団体に協力をお願いしていきたいと考えてございます。

また、県有林につきましては県が管理しているわけですが、民有林につきましては、御指摘のとおり、個々の現場、それぞれの所有者の方が持っていて、現状の把握や所有者の御理解を得るといえるのは、本当に地道な現場の努力が必要になってきます。これはもう本当に地道な努力をするしかなく、これまでどおり地元に近い市町村ですとか森林組合の方々と連携して対応していくということでございますけれども、県としても追加的に新しい支援をして

いかなければいけないと考えております。例えば、人工衛星からの画像を活用して、ここを間伐しなければいけないだろうといった森林の情報を抽出して、森林組合、現場のほうに提供していくなど、新しい取り組みも含めて、円滑な事業遂行に努めていきたいと考えてございます。

渡辺委員

さまざまな取り組みの状況を考えてくれている、それはわかるんです。しかし、あまりにも予算の規模が大きい。こうしたことを考えたときに、予算執行が全てできるのかなという心配が一方であるわけです。県が考えていることと業界の秩序に乖離があると思うんですけれども、そうしたことを踏まえて、県も今までのような体制では消化しきれない部分もある。

そんなことで、先ほどから聞いているんですけれども、一方で、業界が県の思うとおりにこれるのかといった問題もあるわけですね。最終的に、平成25年度の中で消化し切れなかった場合、どうしようとしているのか、それを聞きたいと思います。

沢登治山林道課長 先ほども御説明させていただきましたとおり、まずは補正予算の早期執行に努める。追って切れ目なく平成25年度当初の発注を進めていくという方針でいきますが、平成25当初予算分については、国の予算の成立がおくれるということで、早期の執行には努めますけれども、結果的に年度内の完了が困難な箇所が生じてしまった場合につきましては、繰越明許などの手続によりまして、平成26年度へのまたがる工期を設定して、執行することもやむを得ないかなとは考えております。

渡辺委員

やむを得ないということで結びましたけれども、補正予算が大分ふえたということで、一方では業界とか、今まで仕事は少なかったということで、そういう期待はしているんですけれども、そうはいつでも受け皿がやはりおかしくなっているということで、スムーズに事業が進まないということになれば、せっかくこの国でいわゆる景気回復を狙ったり、防災、減災という意味合いも含めながらの補正予算の効果が薄れていくのではないかということになるわけで、今までずっと平たんな予算の流れで来たが、今年、県道整備もそうなんです、バーンと予算がふえた。また、来年以降、どうなるか、また減っていくとなると、現場では対応が非常に難しいかなという思いがあるわけですよ。

今回の補正予算も、全庁的な取り組み、横の連絡もとりながら、補正予算を山梨発展のために、最大限、有効に活用していってほしいという思いがあるわけです。そうしたことをお願いして、皆さんの県の気持ちというものを、本当に今年は腹を据えた取り組みをしていただきたい、これを要望して終わります。

（おもてなし森林景観の創出事業について）

早川委員

森36ページのおもてなし森林景観の創出事業について伺います。

今、県では、おもてなしのやまなし観光振興条例を制定して、観光部を中心に、来県者に対して満足度を高められるように一生懸命頑張っている観光客の増加に取り組んでいるわけなんですけれども、これを今以上に盛り上げていくためには、観光部だけでなく、県庁のすべての部局がそれぞれのポジションでできることをやっていくべきだと思うんです。

そんな中で、おもてなし森林景観の創出事業は観光部と森林環境部の連携により、本県の優位性である森林景観の向上に取り組まれる事業であると伺っていますが、懸念しているのは、縦割り行政の中、観光部と森林環境部の2つの

部署が連携していくことは調整に時間もかかるなど、事業の進行に支障を来すこともあって、行政の自己満足的な事業となってしまうんじゃないかということを懸念しているんです。

そこで、まずどのような役割分担で進められているのか、お伺いします。

小林県有林課総括課長補佐 まず、観光部がおもてなし森林景観選定会議を設置し、県内の森林・山岳エリアの観光地における森林・山岳景観の整備が必要な箇所の要望を市町村等から聞き取ります。その後、自然公園法などの法令や事業の効果及び整備後の活用策などを検討して整備するエリアを選定いたします。

森林環境部では、選定されたエリアが県有林である場合、今回の事業で景観障木の伐採や看板やベンチ、歩道の設置などを行うこととしております。

早川委員 そうすると、観光部が企画部隊で森林環境部が実行部隊、そんなイメージですか。

先ほどおっしゃった森林選定会議を立ち上げて選定箇所を挙げていくということですが、県土面積の8割が森林なので、既に知られていた観光地だけじゃなくて、県内に旅行者に親しまれるような森林の景観を広く創出していくことが本当に必要だと思うんです。

重要なのは、選定会議のメンバーに行政の方々だけではなく、民間の方々も加えて、さまざまな観点で取り上げていただくことも私は必要だと思います。

例えば、名水100選、そんなイメージで、ビューポイントとしての森林景観100選みたいなものを作って、ウエルネスも絡めて、眺めもいいし、健康にもいいような森林県山梨を積極的にPRしていくことも必要だと思うんですけれども、そういう取り組みについていかがお考えですか。

小林県有林課総括課長補佐 選定会議のメンバーには、県の観光推進機構や景観アドバイザーなど、外部の専門家の方々にも参加していただきたいと考えております。また候補地の推薦に当たっては、事務局となる観光部を中心に、森林環境部や景観を所管する県土整備部の担当課にも加わっていただき、市町村のそれぞれの関係のセクションや各種団体に候補地抽出のための呼びかけを幅広く行うこととしております。

100選になるかは、ちょっとわかりませんが、数多くの隠れたすばらしい景観を世に出せればと考えております。

早川委員 この事業は私も地元に戻って話したところ、非常に期待しています。例えば昔はここから富士山がきれいに見えたけどという話もよくあるんです。

例えば、この実際の500円札の裏側に印刷された富士山の写真は大月の雁ヶ腹摺山から撮影されているのですが、今、これがここに木がかぶって、こういうふうに見えなくなっています。実際に、地元の人や登山家のマニアの人でなければわからないことを広く募集していただけたらと思います。

具体的な整備の内容については、選定会議において、検討していくことになると思いますが、インバウンド観光という観点では、例えば富士山の世界文化遺産登録もそうなんですけれども、ここは日本語の看板しかついていないです。日本語の看板だけでなく、もちろん多言語の看板をつけることも必要でしょうし、また、ユニバーサルデザインという観点で、歩道やベンチについてもいろいろな人に配慮した取り組みが必要だと思うんですが、この点について所見を伺います。

小林県有林課総括課長補佐 看板の表記につきましては、日本語の表記を考えておりましたが、海外から来られる方が多い場所におきましては、委員の御提案のように幾つかの言語で表記することにつきまして選定会議で検討していきたいと思っております。

また、整備に当たりましては、山梨を訪れる方々に、来てよかったと実感していただけるよう、山梨ならではのおもてなしの心で整備をしてまいりたいと考えております。

早川委員 ありがとうございます。

この事業は本当にいい事業だと思います。ただ、この事業があることを広めていただかないと、繰り返しになります。一部の限られたものの募集だけになってしまうので、とにかく広げていただいて、たくさんの候補地を集めていただきたいと思っております。

また、できれば登山ルート沿いだけじゃなく、そこに行くまでの整備とか、これはちょっと進みすぎですけれども、車椅子が入れる遊歩道の整備とか、道路沿いで景観の伐採に取り組んでいただければと思います。

答弁は結構ですけれども、観光立県として、自然と観光が調和した事業をぜひやっていただきたい。以上です。

（武田の杜再整備事業費について）

飯島委員 今の早川委員の質問とちょっと関連するかもしれませんが、前のページの森35の武田の杜の再整備事業についてお伺いしたいと思います。

小学生の森林の教育もここで行われているようですが、1億1,600万円余という予算の中で、県内外からの誘客を促進するための再整備という表記ですが、ここには既に立派なものがあるんですけれども、誘客を促進すると書いてありますので、やはり観光とリンクするのかなという思いがあるんですけれども、そのような理解でいいですか。

小林県有林課総括課長補佐 委員の御意見のとおりで結構だと思います。

飯島委員 36ページの先ほどの早川委員の質問の事業とは予算で10倍ぐらい規模が違うんですけれども、事業内容のあずまやとか、ベンチ、木製デッキの整備は、もちろん必要であると思うんですが、山梨県でも立派というか、使い勝手はいいのにはほかはそうでもないというコンセプトの違いみたいなものが見受けられるところがあるんですけれども、こういうベンチやデッキ、あずまやを使う人はもちろん登山者とか、そこに森林浴をしに来るんですから、そういう人たちへのモニタリングみたいなことはどう行っているのか、またどう考えているのか、お聞きしたいと思います。

小林県有林課総括課長補佐 アンケート調査やモニタリング調査を行っておりまして、よりよい使いやすいデザインのものでいきたいと思っております。

飯島委員 わかる範囲で結構ですが、モニタリングのサンプルはどのくらいあって、対象者はどのくらいいるのか。これは内容が違う質問になっちゃうんですけれども、武田の杜に関しては再整備ということですが、最終的にはどういう整備をするのか、そこまで持っていくにはどういうスケジュールでやるのか、何点か申し上げましたが、お答えいただきたいと思っております。

小林県有林課総括課長補佐 モニタリング調査につきましては、500人の方々を対象に調査

を行ってございます。整備のスケジュールにつきましては来年度までの整備となっております、平成23年度2月補正により予算化をしまして、平成26年度で事業が完了するスケジュールとなっております。

飯島委員

ありがとうございました。

最初に伺わなければいけなかったんですけども、武田の杜の面積はどのぐらいあるんですか。

小林県有林課総括課長補佐 全体が2,500ヘクタールでございまして、今回、整備する健康の森ゾーンが195ヘクタールになっております。

飯島委員

ありがとうございました。

この武田の杜は相川小学校とか地元の小学生が森林環境の勉強に使っておりますので、平成26年度で整備されるということですから、しっかりやっていただきたいと思います。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり賛成すべきもの決定した。

※第16号

平成25年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

質疑

なし

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり賛成すべきもの決定した。

※第25号

平成25年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

質疑

なし

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり賛成すべきもの決定した。

※第8号

山梨県環境影響評価条例中改正の件

質疑

なし

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきもの決定した。

※第34号

林道事業施行に伴う市町村負担の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきもの決定した。

※請願 23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の2及び3

意見 （「継続審査」と呼ぶ者あり）

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願 23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の3

意見 （「継続審査」と呼ぶ者あり）

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑
(明野処分場について)

中村委員 今、資料をいただきまして大体のことが理解できるわけですが、ただ、この問題で一番問題となるのは、地域の土が粘度土だという特殊な土ですね。底の上に敷いたのは、要するに山砂だということ。

粘土質というのは雨が降るとものすごく縮まってくる。天気が続くとひび割れが入って、粘度土に広がっていくという特殊な性質の土だということは十分理解しているのだろうと思うけれども、この関係について、国の保護土の品質基準はあるんですか。

保坂環境整備課長 保護土について、品質基準は特に定まっていないようでございます。当然、底にシートを敷くものでございますので、いろいろ大きい石とかが入ってシートに穴をあけることがないように、その辺は注意をして土を搬入したところでございます。

中村委員 今のところは国の保護土に対する品質基準はないということだけれども、他県でも同じようなことをやっているわけです。しかし、明野処分場の関係については異常検知したということですね。これに対して、今、調査をしているということなだけだけれども、例えばシステム設計の中で欠陥があるんじゃないのかなという感じさえ、実はささやかれているわけです。

というのは、2010年10月に異常検知されたと。そして、今回、またこういう同じことが起きているわけですね。このシステム設計上に欠陥はないのかなということも非常に心配している、こういうことについてはどう思いますか。

保坂環境整備課長 12月19日に、再度、異常検知が発生したところでございまして、まだ、原因がはっきりわかっている状況ではございません。調査委員会を2月18日に発足させて、専門家や学識経験者、処分場全体のわかる専門家、材料工学、電気工学などの専門家の先生方に入っていただきまして、前回に増して、専門的かつ客観的に調査を行わせていただくということで進めてまいりたいと事業団では考えております。

中村委員 わかりました。こういうことが繰り返されていくと、いつになったら解決するのか、要するにそこだね。早く調査をして、できるだけ早く結論を出してほしいということです。よろしくお願いします。

保坂環境整備課長 今後、掘削作業を進めていきまして、調査委員会の先生方にそれぞれ専門の立場で検証していただきますので、後顧に憂いのないようしっかりと進めていきたいと事業団に伝えていくようにいたします。

（緑化センターのあり方について）

木村委員 午前中に新年度の予算説明を聞いておりまして、県民の森、金川の森、武田の杜、清里の森の再整備など、本当によいことがたくさん盛られてうれしく思いましたけれども、その中で、私がこれから質問いたします緑化センターについてはちょっとさみしい気持ちがいたしました。よい方向に向きますように、しっかりと質問をしてみたいです。

では、緑化センターについてお伺いをいたします。昨年度、公共施設評価を実施し、アドバイザーによる評価に先立ち、県は自己評価を行っています。公表されている資料によりますと、利用者はおおむね目標どおりであり、内訳を見ていましたら、平成16年度の1万9,091人を基準として、指定管理者制度以降をはかっているわけですが、平成20年度は目標値2万2,000人に対して実績は3万5,789人、平成21年度は3万6,252人、平成22年は3万6,015人と、常に100%を超えています。指定管理者制度の成功例として、山日新聞に載った記事が大きく出ていたことを私は覚えております。

また、満足度につきましても、とても満足、満足をあわせて92%、不満足は0.2%ということで、設置目的にありますニーズに対応した身近な緑づくりの拠点、特に緑の環境教育の拠点として、子供たちが緑に親しみ、学べる場の提供など、本県の緑化推進の中心的役割を果たしているあらわれであります。

アドバイザーの評価は、廃止が2人、一部廃止が1人。これを受けまして、県は見直しの必要ありとして3点を挙げました。ソフト事業の扱い方、施設としての緑化センターのあり方、維持管理コストを抑えた効率的な運営方法について検討するとしています。

では、まず、緑化センターを、今後、どうしていくのかについてお伺いをいたします。

石原みどり自然課長 緑化センターの今後についての御質問でございます。平成23年度におきます外部アドバイザーの評価によりますと、緑化センターにおいて行われて

いた緑化推進のための事業につきましては評価されておりますが、それを行う場所としての緑化センターにつきましては、設置目的として不要ではないのか。本県におきましてはさまざまな緑化に伴う施設もございます。それらを使うことによって十分賄えるのではないかという御評価を、平成23年度にいただいたところでございます。

ソフト事業につきましては、緑化センターで行いました事業を大切に、今後も緑化センター事業として継続して実施をする。この実施におきましては、県民の皆様より近い施設を使って、緑化に関する情報や技術を提供するという意味で、県内における分散開催による緑化事業の推進という形をとってまいりたいということでございます。

これに伴いまして、緑化センターにつきましては、平成25年度の指定管理期間終了をもちまして廃止とし、跡地処理につきましては、今後、庁内において検討を進めたいということにしております。

木村委員

そういう説明はいただいていたんですけども、県はこれまでもずっと、今後も県の施設として運営することが適当としていたのに、突然の施設の廃止だということで、大変不可解だと思っています。特に、指定管理を受けた人たちは、本当に地域に根差すことに対して、協力的で地域の清掃活動はもとより、防災の日も朝早くから出席をして、一生懸命、地域になじもうという、その努力は地元でも認められているところでもあります。

さらに、緑化センターには、少なくとも4回にわたり、所在地である旧竜王町、今の甲斐市からの要望があったわけでありまして。昭和の終わりから平成にかけて、県内で文化ホールをあちらこちらで大変多く建てられた時期があり、ホールの建設地として、竜王町内にはもう本当に場所が限られているから何とか払い下げをしてほしいということでしたが、それもだめでありました。

次は、現在の甲府昭和高校です。農林高校があるからかもしれませんけれども、中央線の竜王駅から20分ぐらいで通える、そういうところで話があったわけですけども、それもだめでありました。

さらに、議会の中で、市の中心である緑化センターの土地を赤坂台の土地と交換して町の活性化につなげたらどうかという質問も出たんですけども、当時、それもだめだということでした。

4つ目は、当時の藤巻市長さんは、大変公園をつくられた方だったんですけども、公園にしたいとの申し出があったのですけれども、それもだめでありました。

私は、県が緑化に対する熱く深い確たる理論の上に立って断ってきたんだと思っています。その当時は、県が必要だったからとか、今は要らないとか、時代の移り変わりで片づけられることでしょうか。県民の緑化活動の促進という設置目的をうたった条例、また、環境緑化の必要性は知事が標榜する水と緑の宝庫、県民が心の豊かさを実現できる暮らしやすさ日本一の県土づくりの実現のためには、環境緑化が不可欠であると思うわけでありまして。

さらに、ストレスの多い現代社会において、緑に触れ合うことによる癒やし効果や、緑化推進による地球温暖化防止効果は世界の潮流でもありますし、まさにここにいらっしゃる皆さんの環境の目的であろうかと思えます。

私は、アドバイザーの評価には賛成はできないわけですけども、廃止といっても、その内容をよく見ますと、青少年に対する緑の環境教育など、ソフト事業の継続や公園緑化としての存続は認めていることが書かれていました。時代に逆行するとも言える緑化推進を後退させる施策をとるに至った理由、その考え方についてお伺いをいたします。

石原みどり自然課長 アドバイザーによる評価もさることながら、本県の緑化行政の推進につきましては、逆行ということではなく、今回の緑化センターの廃止の方向については、先ほど木村委員からもお話がありました。時代の潮流というものはしっかり捉える必要があると考えております。

例えば、IT技術の進展に伴いまして、1カ所に必ず来なければ緑化情報が得られないという時代から、ユビキタスと申しますか、多くの方がインターネットによる情報の検索をするのが普通の時代になってまいりまして、逆に緑化情報のアーカイブをつくった上で、しっかりとインターネットでの情報発信ということに力を入れる必要も出てきております。

また、1カ所での緑化教育ということも必要でしょうが、県内におきましては、現在の緑化センターから遠隔地のところもございまして。その一方で、県内の緑化施設、緑化公園、都市公園の整備が進んできたということもございまして、それらを有効に使うことによって、県内各地の皆さんに身近なところで緑化教育や緑化教室などを展開することができると考えております。

そんなこともありまして、時代に逆行というよりは、時代の先を見て、さらなる緑化行政の推進に努めてまいり所存でございます。

木村委員

私はそうは思いませんけれども、まず、身近なところというのは、午前中の説明の中での公園などはどうしても山つきになっていて、やはり都市部といった、住民が一番たくさん集まって住んでいるところからは遠くなることは確かでありまして、インターネットとか情報などというお話をされました。それは後で私も申し上げますけれども、委員さんの中にも、平成18年の指定管理者制度になってからホームページに載っているが、PR不足だということが載っていました。そのことは後でちょっと触れさせていただきます。

緑化センターはやはり現場に行き、さっき言いましたように緑に自分が直接触れ合う事業をたくさんしているわけで、インターネットがあるからいいんだということは、私は決して納得ができないところであります。

次に行きます。双葉の養蚕試験場が、養蚕農家の減少によって閉鎖をされました。八田の運転免許センター、自分の身近な例ばかりで申しわけないんですけども、手狭ということや、新しい設備や機種を導入のために別の場所に移転になったわけでありまして。こういう理由であれば私は納得できるんですが、利用率も上がってきている、先ほど申し上げました数字を、満足度も高いという中で、一遍に閉鎖とは私は理解しがたいのです。

内部評価にも挙げてありますけれども、知名度、認知度を上げるための施設のイベントのPR、さっき申し上げましたが指摘をされておりました。センターから学校等への研修会の働きかけもさらにやっていくべきだと思っています。樹木医派遣など、出張講座を積極的に実施など、アンケート調査の分析を行い、利用者の満足度を高めていくと、皆さんが書いているんです。それを私が、今、言ったんです。

指定管理者は、自主事業と合わせて春や秋のフェアも開催していますし、要望に応じて、洋ラン展とか盆栽とかウチョウランとか、春のラン展とか、緑をテーマにした写真のコンテストとか、植木のコンテストとか、もう皆さんが言うてくることを一つ一つ本当に丁寧に取上げて、事業数はすごくふえていると思うんです。朝7時から出てきて頑張っている姿を見えています。

これらのことは、2回や3回、緑化センターに行ったからってわかるわけじゃありません。地元の私たちは実際にそばに住んでいて、事業の広がりを実感しています。今日も現区長さん、前区長さん、区の役員さんたちも来ていますけれども、本当に地域の中で一緒になって緑化活動をしようという施設

であるわけであります。

公共施設に課題がある場合には、まず改善、改革に取り組んで、その上で施設そのものあり方を問い直すべきだと私は思うんですけども、これまでどのような改善に努めてこられたのか、まずお伺いします。

石原みどり自然課長 これまでどのような改善に努められてきたかという御質問ですが、緑化センターの運営につきましては、指定管理者のみによって行われるわけではなく、自主事業等につきましては、県の審査を通した上で実施するという形になっておまして、ここ7年間の指定管理におきまして、さまざまな改善がなされたことは、県の考え方としても、よりよい仕組みにするために指定管理者の方と一緒に改善に努めようという方向の中でさまざまな改良をしてまいったわけでございます。

例えば、使いやすいように庭内にトイレの整備ですとか、自主事業におきますさまざまな教室の実施などにつきましても、県と指定管理者がともに考えて実施していくものでございますので、それにつきましてはぜひそのように、県も一緒になって考えた結果だとお考えいただきたいと思えます。

また、緑化行政、緑化サービス、緑化情報の発信が緑化センターで行われていることではございますが、今回のアドバイザーの御意見、県の考え方といたしましても、行われている緑化教室、さらには緑化相談、これらのものをやめてしまうわけではなくて、それらは事業としてしっかりやっていくんだということではございますので、それをやる施設を分散するという形の中で、現在の甲斐市におきます緑化センターにつきましては、分散開催のため廃止という形になっております。

県が行います緑化サービスの提供につきましては、何ら廃止するものではなく、さらに磨きをかけて、よりクオリティーの高いサービスを、県内各地で分散開催、さらには情報の提供をさらにスムーズにやっていくという形で実施してまいりたいと思っております。

木村委員

人が集まらないところを廃止、分散をするということではわかりますけれども、一番人の集まる場所を分散するということは何としてでも納得いきません。各施設にはそれぞれの目的があるわけであり、武田の杜は、先ほども午前中、お伺いしました健康の増進、豊かな情操の涵養を図ることがしっかりと目的に記されていますし、金川の森は都市公園で、森林に関する知識の普及のための催しなんかも本当に一生懸命やっています。

森林総研は行政機関でありまして、森林、林業に関する研修など、私は二度しか行ってないんですが、二度ほど行ってすばらしいなと思っておりますし、もちろん金川の森にも何回も行って、ドッグランがあったりして、ああ、ほかの公園とは違うんだなと思ったり、それぞれがすばらしいと思ったから、さっき言ったように本当に予算がついてよかったと喜んでいるんです。

そのことを私は、よそのことだからどうじゃなくて、山梨県全体の緑化の推進を考えた中でお話をさせていただいています。しかし、やっぱり金川の森を除けば、多くの県民が訪れる施設なのかなとクエスチョンマークでいるわけがあります。

ソフト事業の実施場所として、これらの施設をどのような連携を図られるのか、また利用者はどのくらい見込まれるのか、お伺いをしたいと思います。

石原みどり自然課長 緑化行政と申しますか、ソフト事業の展開に当たりまして、県内の各施設を利用するというところでございます。今、木村委員もおっしゃられましたよ

うに、施設ごとに特色や利点がございます。さらには、しつらえられました駐車場の能力ですとか、ロケーション、それぞれの地域の県民にとりましては、いずれもどこの施設が一番近い施設になるのかということもお考えいただきまして、進めてまいりたいと思っております。

例えば、中心部におきましても、さまざまな都市公園を利用することはございます。甲斐市の近くにも、例えば芸術の森に立派な緑地がしつらえられております。そのほか、スポーツ施設とはいえ小瀬スポーツ公園などにも多くの緑地がございまして、利用できる研修室の広さなどは非常に大きく、駐車場のキャパシティも大きいところもございまして。

それぞれの施設ごとの特色を上手に使う、これまでも増した多くの参加者を得られることもございまして、利便性といたしまして、甲府の中心部を含め、さまざまな都市公園や県の施設を使っていくという考えでございまして。

いずれにいたしまして、ある施設の特色やそれぞれ持っている利点を生かして公共事業を開催することによりまして、これまで以上の利用者の確保、利用者の増加を見込んでおります。

木村委員

駐車場をだだっ広く置くことを私はどうかと思うんです。やはり公共機関を通じて行くことが大事だと思うんです。

アドバイザーの中にも駐車場が狭いということがありましたけれども、私は現在の緑化センターの場合で駐車場が足りないというのは、確かにちょっと工夫がなかったのかもしれませんが、ただ、さっき言ったように、駐車場がやたら大きいところがあればいい、山梨県の中でなるべく、山梨県は特に自動車がなければ住めないようなところだと言われているんですけども、駐車場については工夫しながらやっていけることではなかったかと思えます。

最後になりますけれども、経費の縮減の努力は当然なことであります。緑化推進というのは、目に見える費用対効果だけでは判断すべきではないと考えます。山とか郊外に森や木の緑が多いのは、当たり前なことであって、市街地だからこそうやって緑を残すべきだ、緑を求めている人が大勢来ているんだということを私は申し上げたいと思えます。

東京の麻布区の都立の神代植物公園に行きました。大体、面積は緑化センターの5倍で、植えてある木も大体5倍くらいでした。特に比較をしてどうかこうかとは言いませんけれども、緑化センターには、山梨の樹木が285種、何と1万8,416本が植えられているわけでありまして。長い歴史の上に今までの努力の積み重ねて、これはまさに山梨の植物園といっても私は過言ではないと思うんです。県の中心地の緑を守る、さらなる緑化推進のために再考を求めていくわけでありまして。

その前に1つ言い忘れてしまいました、でもいいです。元へ戻ることはしません。前に進むのみです。ならぬものはならぬということの中で、しっかりと進めていきたいと思えます。よろしく申し上げます。

石原みどり自然課長 これまで緑化センターを拠点といたしまして進めてまいりました緑化に対するソフト事業は、もちろん県も自信を持ってやっていたわけでありまして。施設は拠点としてしつらえておくよりも、分散することにはなりますが、多くのソフト事業はそのまま、あるいはより効率的にこれからも行う、さらには、県民のより近いところにおきまして、県民の多くの皆さんに参加していただけるような仕組みをつくっていきたくて考えております。

特に、現在の緑化センターですと、お使いいただいている方の8割を超える方が周辺市町村の方です。その一方で、例えば上野原市や富士吉田市、さらに

は峡南エリアの市町村からどなたもいらっしゃらないというデータがございます。そういう中では、小さいとはいえやはり広い県内でございますので、各地におきまして皆さんが参加しやすい緑化教室やソフト事業に、分散とはいえ、しっかりとやっていくことも重要と思います。

木村委員の貴重な御意見もいただきながら、緑化推進につきましては、しっかりと考えて、これからも考え続けてやっていきたいと思っております。

木村委員

最後と言ったけれども、もう一つ。上野原の方が利用に来るなんてことは当然無理です。それは大月のほうにありますし、今の例はきっと極端なことを言い過ぎたと思うんですけども、ふやしていくことはいいんです。さっき言いましたように、午前中の説明のようにいろいろなところでふやしてくるということは、本当にいいと思って聞いていたんです。そこまではよかったんですが、緑化センターをやめるということに、私は、今、一生懸命に、皆さんのお力を借りながら何とかならないかということをお願いしているわけでありまして、当たり前なんです。

たしか、皆さん方の中にも、事務所があってソフト事業をする、一体となってそこに人を置いてするのは当然だということをおっしゃっているんですけども、そのとおりだと思って聞いていたんです。常駐する人がいて一体となって管理するのはいいんじゃないかって書いてあるんです。そのとおりに進めていただければ、私は何も言うことがないわけでありまして、ぜひ緑を減らさないように、何とか緑を守っていただきたい。答弁は結構です。よろしくお願いをいたします。

飯島委員

木村委員が熱い思いをされていて、ちょっとヒートアップしていますから、クールダウンというか、関連して質問させていただきます。

緑化センターのすばらしい取り組みだと思っておりますが、やはり満足度が92%という中でなくなってしまうというのは素直に納得がいかない部分もあります。もちろんアドバイザーの立場の評価の中ではそういう結論が出たのかもしれませんが、緑化センターが今ここにある経緯とか満足している人たちのことを思うと、マイナスになるのではないかとこの部分もあります。

これはちょっと違う観点ですが、評価アドバイザーの事業は所管が違うんですが、ことぶき勸学院についても評価アドバイザーがかなり厳しかったんですけども、やはり要望があって、結論を出すまでにはソフトランディングをしたという経過もあることですから、この緑化センターについてもそんなことをお考えいただいて、拙速は避けていただければいいかと思っております。

もちろん石原課長が御答弁いただいた、これからも積極的にその部分をふやす方向でいくこともすばらしいと思っておりますけれども、いかんせん、この場で言う、今現在の満足度を踏みにじるというか、がっかりする人たちのことを考えると、もう一度、ゆっくり再考をお願いしたいということでもあります。

もし御答弁いただければしていただきたいと思っております。

深沢林務長

貴重な御意見ありがとうございます。私どもは、先ほどから課長が答弁申し上げておりますように、一応、緑化センター施設を廃止するということにはしておりますけれども、決して緑化行政の後退だとは思っておりません。新しい、先の先を見た新しい緑化行政の展開と考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

（明野処分場について）

丹澤委員

明野処分場についてお尋ねをさせていただきます。明野処分場は、御存じの

ように、平成4年ですか、14年の歳月と3代の知事にわたってつくってきた。費用も31億円、当初は横内知事が1,800万円の黒字になるとしたものが、一転して次の議会では40数億円の赤字になるということです。今回は事故があったために、これが48億から49億円かかり、赤字が累積してくるという状況になりつつあります。

そこで、明野の処分場を存続するのか、どうするのか、今が決めどころだと私は思っているんです。3つの点から判断すべきだと。再三、私はその話をしてみましたがけれども、調査ができるまでとかいって先延べをしてきた。

まず1つ目は、明野の産業廃棄物の最終処分場が山梨県にとって絶対に必要なか、なければ困る施設なのか、どちらでもいいのか、なくてもいいのか、まず、その判断をすべきじゃないのか。

2つ目は、これだけの費用が今までかかっている。前回、事故が起きたときに、私どもの会派の大柴議員が、施工中の事故ならばほかのところにもあるじゃないか、調査をすべきじゃないのかという質問をしましたけれども、それに対しては感知していない、異常検知をしていないから問題ないということで取り上げられませんでした。しかし、再度、起きたということになりますと、これに幾ら費用がかかるのか、もし仮に山梨県のこの施設が必要ない、あっても、なくてもいい施設だというのであれば、あと費用がどれぐらいかかるのか、そこをしっかりと見きわめることです。

3つ目は、5.5年という期間で埋め立てなければならないわけですがけれども、5.5年で埋め立てることは不可能だということは明確にわかっているわけですが。それをどこまで延長してもらえるのか、この3点を判断しないと、明野村の最終処分場は存続すべきなのか、今、直ちに閉鎖すべきなのか、そういうことが判断できない。

そこで、まず、この施設が必要でないか、必要であるかという問題はここでは論じませんけれども、県が、平成4年当時、この施設をつくるときには自県内処理、一県一処理場という形で進めてきたわけですが。その原則がどうも崩れそうでありまして、現に山梨県の閉鎖している段階でも、一人として困った業者はいなかったということになりますと、今、山梨県の明野村の処分場がどういう位置づけになるのか。

今回の原因究明に対して幾ら金がかかるのか。本当にピンポイントだけだったのか、今回の2回目で終わるのか。前回のときにもこれで終わりです、ピンポイントですという説明でありましたがけれども、また発生した。その発生の原因について、県では、前回の調査の結果をどういうふう結論づけたんですか。

保坂環境整備課長 平成22年10月の漏水検知システムの異常検知につきましては、当時、事業団が原因究明調査を行い、一昨年11月17日の安全管理委員会に環境整備事業団が実施した調査結果に基づき、廃棄物等の荷重で遮水シートを破損させるような施設の構造上の問題はないことなどを確認していただき、施設の再開ということで再開をさせていただいたところであります。

その後、今年度材料工学、電気工学の専門の大学教授の先生にさらに検証していただき、事業団の結論が改めて裏づけられたという中で、搬入再開で4月から12月まで取り組ませていただいたということでございます。

丹澤委員 その実験の結果、どういう原因で穴があいたと認定したわけですか。

保坂環境整備課長 当時の事業団が実証実験を行った中で、遮水工の施工から保護土の施工までの間に、銅線の交点部に短時間ないし瞬間的に強い力が加わって、遮水シー

トに微細な穴が生じたということが原因だということで結論づけたものでございます。

丹澤委員 強い力というのはどれくらいの力なんですか。

保坂環境整備課長 当時、環境整備事業団が掘削作業を行いまして、遮水シートが現地で確認できたところで、目視や通常の負圧試験を行ったところでは、電極交点部を含む5カ所に圧迫によるくぼみが確認されたわけですが、異常検知の原因となるような損傷はそこでは確認をされませんでした。

その後、工業技術センターにおいて、現地のシートからくぼみのあるその部分、50センチ四方を切り取りまして、工業技術センターで負圧試験を工業技術センターの機械を用いて調査を行いました。そこで、極めて微細な損傷があるということで確認されたわけですが、そのときに、通電に至るまで必要な荷重を確認いたしました。

そうしたところ、実験の仕方とすれば、明野処分場にある遮水構造と同じ検体を使いまして、機械で荷重をかけていったところ、5つの検体のうちで損傷、通電がありました。その荷重が、最小で1平方センチメートル当たり41キログラム、最大で1平方センチメートル当たり85キログラムという荷重が確認されました。それでシートが損傷し通電したものであるということで、今、最小の1平方センチメートル当たり41キログラムの荷重ということで説明をさせていただいているところでございます。

丹澤委員 1平方センチメートル当たり41キロというと、鉛筆よりちょっと大きいものでグッと41キロやると穴があくということですね。それは一点集中ですから、やりの先で突けば突くほど、鋭いほど、力は同じ力であってもその1点に集中する力は強くなります。

先ほど、中村委員が質問しましたようにバックホーの底面で法面をたたきますよね。バックホーの底面は、大体0.9メートル×1メートル、約1平方メートルの底面の広さがあるわけです。この1平方メートルの底面で圧力を加えると、41キロというのは、100×100だから1万倍になりますね。1×1で41キロだから、100倍だから100×100で1万倍になる。1万倍ということは、バックホーの底面でかける圧力は、410トンの圧力をかけないと41キロの圧力がかからないことになる。計算上、そういうことになるわけですね。これは最低ですね。最高というと810トンの力をかけなければならない。810トンの力がバックホーでかかるとみなしたわけですか。

保坂環境整備課長 先ほど説明しました工業技術センターの実証実験の際も、実は先ほど話をしたのは、電極交点部を中心としまして、面積7平方センチメートルのところ徐々に荷重を加えて、最初に通電をしたのが1平方センチメートル当たり41キログラムということで、さらにもう少し大きな30センチ四方のより大きい面積に荷重をかけたらどうなるんだということでその実験もしております。その場合、工業技術センターの荷重装置の限界近くまで荷重を強めたんですけれども、通電は起こりませんでした。

あくまでも工業技術センターの実験でありますけれども、大きくなればその分、それが100倍になり、1万倍になりということで、荷重も大きくなるのではないかということには、一概にそれぞれ単純に比較ができないんじゃないかと考えております。

丹澤委員　　そうすると、機械そのものはバックホーでやったと、県はこの訴状で書いているわけですね。さっきも言ったように410トンの圧力をかけないと穴があかないと実験結果が出ているわけですね。しかし、バックホーの重機のメーカーに聞くと、410トンで押したらむしろ機械が浮き上がっちゃう、410トン、バックホーでどうしたらかかるんでしょうかと言っている人もいますが、県はどう考えていますか。

保坂環境整備課長　先ほど話をさせていただきましたように、今年度、材料工学の広島大学の澤特任教授に明野処分場で実証実験をしていただきました。そのときにもバックホーを使ったわけで、工業技術センターとは別ですけれども、まず、澤先生が自分の実験室で遮水シートの通電が確認されるときの荷重の状況を調べております。

そのときは、1平方センチメートル当たり6.4キログラムを超える状況であったということで、昨年9月27日の安全管理委員会のときに御報告をいただいております。さらに、先ほど話をしましたように、明野処分場で行った実証実験のときは、平米当たりということではないんですけれども、2回、実験をして、1.4トンと1.6トンの荷重が加わったことによってシートが損傷したということで御報告をいただいております。ただ、これは平米当たりではありませんので単純に比較はできませんが、そういう報告をいただいているところでございます。

丹澤委員　　そうすると、県は訴状に41キロって書いてありますが、この訴状は間違っているということですか。6.4キロで穴があくというのであれば、41キロと6.4キロ、全然数字が違うじゃないか。

保坂環境整備課長　訴状に41キログラムということで書かせていただいておりますのは、県の事業団の実証実験の結果に基づいた数字で書かせていただいているものでございます。

丹澤委員　　そうすると、この訴状は根拠のない数字を挙げていることにならないんですか。

もう1つ、聞きますけれども、これは県が出している資料ですけれども、ごみを埋め立てていって荷重がかかると、普通、平米当たり1.4トンかかると言っているんですね。最大埋めると、満杯まで埋めるとどれだけかかるかというと3.9トン、約4トンかかると書いてある。1.4トンで穴があいてしまうのであれば、ごみを埋めた段階で穴があくということになりませんか。

保坂環境整備課長　先ほどお話をしました澤先生が明野処分場で実験をしました1.4トン、1.6トンというのは、1平方メートル当たりではなく出しておりますので、単純に比較にはならない数字でございます。

丹澤委員　　そんな数字は根拠にならんじゃないですか。

保坂環境整備課長　最初に私が説明をさせていただきました、事業団で工業技術センターの器具を使って実証実験をさせていただいた41キロを事業団の報告とさせていただいているところです。

丹澤委員　　41キロという数字が正しいということで話は進めますけれども、地盤調査

研究所という東京の研究所があるんですけども、そこが明野村の地質調査をしたことがあって2カ所、あの近くのデータがある。そのデータに基づいて、1平方センチメートル当たり、つまり平米当たり41キロの圧力で負荷をかけると、地盤が45センチ陥没すると言っているんです。そうしないと、最低410トンの力を加えると破れると言っているわけですから、45センチ、土が陥没すると言っていたけれども、実際、そういう状況だったんでしょうか。

保坂環境整備課長 環境整備事業団におきまして、平成23年6月23日に明野処分場内の電極の交点部のシートを切り取った際に、その下の不織布を確認しましたが、目立たくぼみは確認されませんでした。

丹澤委員 そうすると、410トンの力が加わってなかったということですね。もし410トンの力が加わると、線が十文字に入っているわけですから、そこに410トンがバーンと瞬間的に加わるわけですから、そのときに線が、瞬間的ですから、ごみを徐々に埋めていって、年月がたって、45センチ、もしくは処分せずに陥没するときには若干のタイミングが構造上あるから対応できるでしょうけれども、まさに瞬間的に410トンの力がバーンと加わったときに45センチ陥没したら、その銅線は切れるはずだと言っているんです。切れていたんですか。

保坂環境整備課長 銅線につきまして切断はされておりました。

先ほどお話をさせていただきました工業技術センターの実証実験におきましても、銅線電極を挟んだシートの電極交点部に荷重を加えまして、先ほど損傷、通電を確認する実証実験を行ったと言いましたけれども、その際の平方センチメートル当たり41キログラムから81キログラムの荷重でも、銅線の電極の切断は見られなかったという話です。

丹澤委員 そうすると、41キロの圧力が加わったことによって穴があいたという県の考え、原因としているのは誤ったことになりませんか。

保坂環境整備課長 県のほうは、事業団の工業技術センターの実証実験や現地確認により、誤ってはいないと認識しております。

丹澤委員 この原因究明について、何でこんなに僕が言うかということ、誰がこれを補償するかということなんです。赤字補てんは、全部、県民の財産を使って最終的にはやるわけですから、今回、さっきも4億何千万円の金を私たちは認めましたけれども、そうした金を毎年つぎ込んでいるわけですから、誰がこの原因をつくったのか明確にしないと、そんなあやふやなことを言っていたら、大塚の工業団地と同じになるじゃないですか。

県政は4幕劇で語れると僕は、再三、言うけれども、「何もありません」、「一部問題を認める」、「対策を講じたから大丈夫です」と言って、最後は「すみませんでした」のこの4幕ですべて終わる。

先延ばしして、この問題も、一生懸命、原因究明しています。でも、今、話を聞いてみると、41キロの話だって危うい話じゃないですか。誰が本当に原因者なのかということを確認するべきだと思います。

県が平成23年12月15日に被告4者、つまり前田建設以下三者に対して事情聴取の文書を出しています。この文書の中にこういう一文があるんです。事業団では、最終処分場が建設工事請負契約に基づいた建設施工引き渡しがない

されずと。つまり契約書に基づいたとおりの引き渡しがなされていないと、事業団はここに書いているんですね。これはどういうふうに承知していますか。

保坂環境整備課長 今、委員がおっしゃった資料につきましては、平成23年12月15日に事業団が、JVと保護士の施工業者に責任の所在ということで通知をした文書でございます。確かにその中に、事業団では最終処分場が建設工事請負契約に基づいた建設施工引き渡しがなされずということで、その後、ずっと読んでいきますと、民法における債務不履行または瑕疵担保責任の点から、その責任の所在を追及してまいりたいと考えておりますということで、契約どおりの履行がなされないという趣旨でここは書いてございます。

丹澤委員 では、お尋ねをしますけれども、明野処分場は防水、遮水シートと、下から説明したほうがわかりますね。一番底面部のほうで、法面のほうの話をしますと、底面はこの間の同じような、下にベントナイトというものを下に敷きますけれども、法面はベントナイトを敷かない。一番下に不織布を敷きますね。その下に遮水シートを敷きます。その上にまた不織布を敷きます。それで、自己修復シートを敷いて、不織布を敷いて、その上にまたもう1回、遮水シートを敷く。その一番上層部の遮水シートの上下にゴムを挟んで、上下に銅線を十文字に張りめぐらすという構造になっているんですね。上層の遮水シートと下層の遮水シートの間に水がたまっている、滞水があるということは県も承知をしていますね。

保坂環境整備課長 今、委員がおっしゃるとおり、上層遮水シートと下層遮水シートの間ですけれども、下層遮水シートの施工完了後から上層遮水シートの施工完了までの間に雨が降り、雨水が先ほど話がありました中間の不織布に浸透したものがあります。それが水として入っております。

丹澤委員 それはいつ県は承知をしたんですか。

保坂環境整備課長 施工中に入るものですから、不織布にしみているということで、最初から承知していたものと認識しております。

丹澤委員 そうすると、水が入っていることは、工法上、全く問題ないということですね。引き渡しの際に水が入った状態のことは承知した上で引き渡しを受けたということになりますね。

保坂環境整備課長 環境整備事業団が設計業者に確認したところ、埋立地は、設計上、滞水により遮水シートは破損しないという見解が示されているということを知っております。

もう1つ、今回、調査委員会のメンバーにもなってもらっているんですけれども、日本廃棄物コンサルタント協会にも確認したところ、全国の処分場でも滞水は確認されているが、これまで異常や悪影響等について報告はされていないと確認しております。

丹澤委員 事業団は滞水を除去したことがありますか。

保坂環境整備課長 前回の漏水検知システムの異常検知の際に、シートを切開する前に滞水を抜いております。

丹澤委員 もっと前にやっていますか。確か操業したのは平成21年5月でしたか。引き渡しを受けたのが平成21年3月31日ですね。操業を始めたのが5月ということで、この時点で既に水が遮水シートの中に入っていることを県が承知しながら受けたんですね。問題ないと言っているんですから。そうすると、滞水を抜いたのは事故があったときだと言っていますけれども、もっと前に抜いたことはないんですか。

保坂環境整備課長 今、確認している限りでは、事故のときに抜いたということで承知しております。

丹澤委員 でも、課長、抜いた事実を知らないなんておかしいな。7月6日に抜いているじゃないですか。7月6日から16日までの間に水を抜いたって、作業日誌でちゃんと出ているでしょう。

保坂環境整備課長 委員に聞いて申しわけないですけども、7月6日とは何年の7月6日ですか。

丹澤委員 平成21年7月6日です。

保坂環境整備課長 今、確認ができませんので、確認をさせてください。

丹澤委員 確認してもらわなきゃ、これから先、まだ質問がありますから。

保坂環境整備課長 今すぐ確認させてください。

丹澤委員 滞水除去をいつからしているか。今言っているのは、事故があって初めてしたって言っているんでしょう。

（ 休 憩 ）

保坂環境整備課長 時間をかけて申しわけございませんでした。今、確認が終わりまして、委員のお話のとおり滞水を除去しておりました。2回除去しておりまして、平成21年5月21日が操業ですので、翌月の6月に滞水箇所5カ所を発見し、4カ所の上層遮水シートを切断し滞水を抜きました。残り1カ所は、4カ所を抜いたところで膨らみが解消しましたので、切断はしませんでした。

もう1回は、7月にやはり8カ所を確認いたしまして、そのうち4カ所のシートを切断し滞水を除去しました。残り4カ所については、先ほどと同じように4カ所を抜いたことによって解消されたので、切断はしませんでした。

丹澤委員 引き渡しを受けてすぐこういう状態があって、問題ないと言っているけれども、抜いているということは問題があるから抜いたんでしょう。問題がなければそのまま置いておけばいいのに、なぜ抜いたんですか。

保坂環境整備課長 前回の異常検知のときにもそうだったんですけども、最初から話をしていますように、シートとシートの中に水が入っており、廃棄物の除去をすればその圧力が下がりますので、弱いところに水がたまり、膨らむということで

す。

最初の操業間際の6月、7月のときも、ごみを少しずつ入れたところで、やはり圧力の関係で、あるところにポコッポコッと水のたまりができたということかと思えます。

丹澤委員　　そうすると、やはり滞水が邪魔をしている問題がある、水がたまったところ、風船のように、圧力をかけると弱いところへ膨らんでくわけですから、これは破れる可能性があるなと思ったから抜いたわけでしょう。そうすると、滞水があるということは問題があるということではないですか。

保坂環境整備課長　廃棄物がまんべんなく入っておりますと圧力も均等しておりますので、遮水シートの中の水も分散しているということで、その圧力の均等が解除されてしまう、例えば掘って遮水シートを露出させるというようなことになったところに水がたまってしまうということでございます。

丹澤委員　　問題が全くなきゃ抜く必要もないし、圧力が均等かけられるのであれば、埋めればいけれども、そういう状況でもないから抜かなきゃならんという状況に至るわけです。皆さんは、このことについて全く問題なく、工法上、水がたまるのはいたし方ないと言っているけれども、この水は誰が抜いたんですか。

保坂環境整備課長　事業団で抜いております。

丹澤委員　　当然、抜くときには排水ポンプを借りなきゃなりません。その排水ポンプの費用は誰が払うんですか。

保坂環境整備課長　前回の調査のときも事業団の費用でやっておりますので、事業団の維持管理の中でやっていると認識しております。

丹澤委員　　3月19日に引き渡しをして完成届けがあって、31日に完成検査して、5月1日に開業して、6月に水を抜いているんですね。なぜ前田建設にさせないんですか。何で事業団の金で、事業団の作業員がやらなきゃならないんですか。全く問題ないと認識していたというのがそもそもおかしいじゃないか。

保坂環境整備課長　すみません、私の先ほどの答弁が、そういうことで承知していると話をしたんですけども、最初のほうは、憶測で物事を言っていました。

前回の異常検知の際は事業団で抜いているのは確かです。ただ、最初の6月、7月については完全には承知しておりません。申しわけございません。

丹澤委員　　事業団が抜いているんです。そして事業団が金を出しているんです。ここに契約書もあるんです。何で事業団が抜かなきゃならないんですか。前田建設に金を払ったのは4月末でしょう。5月にはもう既に水がたまって、皆さん、わかっていた。何で前田にやらせないで、県が抜かなきゃならないんですか。

保坂環境整備課長　すみません。先ほど6月、7月の水抜きも至急確認した状況でした。今、そこまで承知しておりません。

丹澤委員　　調べてください。誰がお金を払ったのか、作業員は誰がやったのか。

（ 休 憩 ）

保坂環境整備課長 時間がかかり、大変申しわけございませんでした。事業団に確認をいたしまして、排水の件でございますけれども、管理上必要だということで滞水を抜いたものであります。

先ほど御説明させていただきましたように、6月と7月において全部で8カ所抜いているわけでございますけれども、2回あわせて、ポンプと発電機代の合計で1万7,120円を事業団が負担しております。

丹澤委員 平成21年3月31日に引き渡しを受けて、もう既に皆さんは6月の時点で水が入っていることは承知をしていた。6月の時点で滞水を除去した。その費用を事業団が持った。本来ならば、保証期間というものがあるんでしょう。これは保証対象にならないとなぜ認定をしたんですか。

保坂環境整備課長 施工の途中で雨水が入ったものでございまして、機能上、問題があると捉えておりませんでした。それで、引き渡しを受け、代金を払ったということでございます。

丹澤委員 水がたまっているのは工事の欠陥でもないし、設計の欠陥でもない、これはいたし方ないんだ。1回、事業団が払ったってどうせ赤字になるわけだと。最終的には県費になるわけですけども、事業団で除去する費用を全部出したという、この工事は完全にでき上がったいい工事だったと県は認識しているということになるけれども、さっきも冒頭、僕が言ったように、事業4者に対して出した文書では、正式な引き渡しを受けてない、工事契約書に基づいては受けてないと言っているにもかかわらず、これは何か食い違っている気がするけれども。

保坂環境整備課長 業者、JV、保護士の施工業者に出した責任の所在の文書でございますけれども、先ほどお話をさせていただきましたように、事業団においては、最終処分場が建設工事請負契約に基づいた完全な履行がなされていないということで、施設施工引き渡しがなされずというこの言葉を使っているところでございます。

丹澤委員 水が入っていても完全な工事だったと認識しているということですね。

保坂環境整備課長 水圧が均一であれば、不織布の中にうまく滞留しているのですが、その圧が不均衡のところぽコッと出てくるものでございますので、管理上、支障が出てくるということで水抜きをしたと理解しております。

丹澤委員 これは、要するに銅線を張りめぐらせたときの坂田電気の仕様書ですけども、僕は仕様書をもらってくれと言ったけれども、もらってありますか。その仕様書には水が入っていていいと書いてあるんでしょうか。

保坂環境整備課長 仕様書といいますのは、施工計画書でしょうか。

丹澤委員 はい。

保坂環境整備課長 写しをもらいまして、その中に穴があくと溜水して水が抜けなくなるという
ことで、検知システムに悪影響を起すということが書いてあります。

丹澤委員 そうすると、水が入っちゃだめなんじゃないですか。ここに書いてあるのを
もっと詳しく読むと、現地での穴あけ検知精度試験は行わないと。現地では穴
をあけてちゃんと機能するかどうかという検査をしないと書いてあるんです
が、その理由として何て書いてあるかという、不織布及びジオバリアスとい
うものが水を含んでしまうと水が抜けなくなってしまう、そういう状態で置
いておくと、将来的に検知システムに悪影響を及ぼすから、水を入れて検査し
ませんよとここに書いてある。にもかかわらず、水がうかうかの中に置いといた、
これはだめじゃないですか。

保坂環境整備課長 ここに書いてございますのは自己修復シートの注意書きでございまして、
シートを通して例えば穴を全部ずっとあけてしまいますと自己修復シートに
も穴があく。自己修復シート自体に水が入ってしまいますと、もう復旧がきか
ない、水が抜けなくなるということになりますので、この※印で注意書きが
書いてあるということで認識をしております。

丹澤委員 自己修復シートに、そういうことになると、最終的にはシステムに影響があ
りますと書いてあるんでしょう。聞いている方々はよくわからないと思うけれ
ども、自己修復シートというのは、くぎが刺さったところに水が浸透する、浸
透するとそれが膨張してその穴をみずから塞ぐ。だから、吸水性の高い台紙を
使っていて、それが来ると膨張してぴったりと穴をふさぐのが自己修復シート
なんです。その自己修復シートを水の中に入れておいて、くぎが刺さらなけ
ればいいや、穴さえあかなきゃいいやということじゃない。

私が坂田電気に聞いたら、そういうことをすると、水が入っているところでは
システムに影響がある、だから水は入れないんだと言っているにもかかわら
ず、水がうかうかしていても、この工事は正しい工事だったと言っているん
ですね。

であるならば、皆さんに一々、答えを求めていたら時間がかかるのでしませ
んが、あそこの2万5千平米のところへ遮水シートの一番下に不織布を敷き、
上に上層シートを敷く間に14日間雨が降った。14日間降った雨量は数十ト
ンに値すると言っているんです。これは事業団が議事録で言っていることで
すよ。日本工営が設計をして、その工法により前田建設がやった、雨が降った、
いたし方ないじゃ、設計が悪いじゃないですか。設計業者が、雨が降っても露
天で仕事をしなさい、敷いている間中、雨は降らないんだということを前提に
やったとしたら、水が入っていいものであればそれは別ですよ。水が入ること
によって、皆さん、困ると言って、前田建設にさせないで事業団の金でやっ
ている。事業団の人夫を使ってやっている。

1万7,000円幾らだか知らんけれども、水抜き作業は何度も何度もやっ
ているでしょう。日誌を見れば、その間に堂々とやっているわけじゃないね。
見学会があればパッと隠してポンプを撤去している。

部長はずっと安気で座っているけれども、原因をちゃんと明確にしないと、
本当は誰がこれを見るべきなのか。本来なら、5月に既に水が入っていること
はわかっていたはずですよ。前田建設にその滞水を除去させないでみずからが
やっている。雨が降るから当たり前のことだと、下に水がたまっている、それ
は設計書のとおりに行ったものだから全く問題ありません。それじゃ、設計業
者が悪いんじゃないですか。

皆さんは滞水があることが全く問題ないという認識をしている説明が私にはよくわからない。だって、水が入った風船の上にどんどん堆積していったら、弱いところへ圧力はどんどんかかっているわけですから、当然、薄いところが開くでしょう。それが、水があっても全く問題ありませんと言っているんです。

今まで、広島大学の澤先生がやった実験もそうです。41キロかかっていると言って、そうじゃないかという反論があったらバックホーを持って行ってやっていた。斜面のところに張ってある遮水シートに圧力を加えるわけです。当然、裏側は土だから、410トンの圧力がかかったら土が沈むでしょう。そういう確認がしているのか、ないのか。重機屋に言わせれば、押しただけじゃ自分の重機が持ち上がっちゃう、410トンの圧力をかけるのは不可能だと。

そういうことでもあるにもかかわらず、原因究明がまずしっかりなされていないじゃないですか。一番大事なことです。その原因が前回の答弁のようにピンポイントです、絶対ほかにありません、そういう答弁をしていて、今回、また出た。今から全部、調査するには幾ら金がかかるのか。本来ならば、これ、全部、欠陥工事だから、設計が悪い、全部やり直すのか、それを決めるためにこの原因を明確にしなきゃいけない。それを僕がここで聞いてもちっともわからない。皆さんが、坂田電気が、このシステムで滞水があってもいいと言うのであれば、坂田電気をぜひここへ呼んでもらいたいです。

保坂環境整備課長 坂田電気に事業団が確認をしまして、坂田電気からは、自社の実績では滞水が漏水検知システムに悪影響を及ぼしたという事例は確認されておらず、明野の環境整備センターについても、滞水が漏水検知システムに悪影響を及ぼすことはないとの見解を事業団が得ているということで事業団から聞いております。

丹澤委員 坂田電気がやった全く同じ工法でやったもの、2枚の遮水シートを敷いて、同じように銅線を上下に張りました。この工法でやったというのは全国に幾つありますか。

保坂環境整備課長 前回の異常検知の折に原因究明の中で確認をしたところ、同様なシステムを使っているところが61あると聞いております。

丹澤委員 その61の中で、山梨県以外のところではこういう異常検知は全くないんですか。

保坂環境整備課長 うちと同じような損傷をしたという話はありませんでした。

丹澤委員 たしかあのときの答えでは、半分ぐらいしか回答が帰ってきていませんでした。回答が返ってきてない残りの半分はどうなっているんですか。全く問題ないから返ってこないんですか。

保坂環境整備課長 61のうち回答をいただいたのが37でして、そのほかのところは回答をいただけなかったという状況でありました。

丹澤委員 回答のないところは問題ないと認識したわけですか。回答のないところがむしろ問題じゃないんですか。

保坂環境整備課長 問題があるとかないとかということではなくて、61のうち37でうちと

同じようなところはその中にはなかったということで調べさせていただいたという結果でございます。

丹澤委員 61あって、全く同じ工法でやっているんですか。遮水シート2枚敷く同じ工法ですか。

保坂環境整備課長 システムとすれば同じ仕組みです。

丹澤委員 システムということは、坂田電気のシステムを使っているという意味ですか。それとも、同じように遮水シートを上層、下層に敷いて、なおかつ真ん中に自己修復シートを敷いてというやり方をやっているということですか。

保坂環境整備課長 坂田電気のシステムで、うちと同じようにシートの上下に銅線の電極を配置しているというものでございます。

丹澤委員 そうすると、2枚の遮水シートを敷いているということですか。下層に置いて、自己修復シートを敷いて、上層シートを敷いてというやり方ですか。

保坂環境整備課長 シートが2層というところは確認できますけれども、全部がうちと同じかどうかというのは、今現在、承知しておりません。

丹澤委員 そうすると、2層のシートのところは全て水がたまっているわけですか。

保坂環境整備課長 そのときの調査ですと、そこまで確認しておりません。ただ、先ほども話しましたように、坂田電気から聞いたところによると、自社の実績では滞水が漏水検知システムに悪影響を及ぼしたという事例は確認されていないと聞いております。

丹澤委員 61やっているうちの回答したのが37で約6割、残りの4割は回答がないということになるわけですが、実際、本当に何も問題なくてやっているのか、やはり調べるべきだと思うんです。回答していないところはいいところだと。むしろ回答してないほうがおかしいと思わなきゃだめなんです。

もう1つ、きちっとしてもらいたいのは、水が入っていることが問題ない施設なんだと。本来、水が入らないような設計をすべきじゃなかったのか。皆さん、水が入っていていいって、水が入ったまま受け取って、本来ならば保証期間中の工事にもかかわらず、自分のお金で水を除去している。なぜそうしなきゃならないのか。なぜ自分で金を出してまで滞水を除去しなきゃならないのか、そこをちゃんと説明していただきたい。

誰がこの原因者だったのか。設計書どおりにやれば施工は正しいです。設計業者がちゃんとした設計をしなかったじゃないのかということ突き詰めていくことになるんじゃないですか。その辺を、ちゃんと原因究明をしないと、さっき僕が聞いているだけで、これって本当に正しい原因究明だったのかな。だって、ピンポイントと言っている時点でもう間違っている。

今度の新しい調査委員会の委員の顔ぶれを見ればちっとも変わっていないじゃないですか。調査委員会を開くのであれば、誰もが納得できるような人を選任すべきじゃないですか。前と同じ人を選んだって何もなりません。むしろ全部変えるべきです。

保坂環境整備課長 調査委員会の委員ですけれども、6名を選定させていただいております。6名につきましては、顔ぶれが同じだという委員の意見でございますけれども、まず、遮水シートが損傷し、損傷箇所を介して電流が流れ、異常を知らせるものということで、今回の調査に当たっても電氣的な視点から検証を行うということで、電気工学の専門家。遮水シートに損傷が確認された場合に、材料工学の視点から損傷原因について検証を行う必要があるということで材料工学の専門家をお願いをしました。

遮水シートの施工段階での上下のシート間にたまった雨水の水質調査とか、上層遮水シートからの汚水の漏えいの有無を確認するとともに、観測用の井戸水等の測定結果に基づいて処分場の安全性が維持されているかどうかを確認するというので、環境、土壌、地下水の各専門家をお願いするというので、安全管理委員会の委員3名と、昨年、異常検知の検証に携わっていただきました電気工学と材料工学の2名の大学の先生、その5名に、さらに安全管理委員会において処分場全般に詳しい専門家を加えるべきだということで、日本廃棄物コンサルタント協会に委員の派遣をお願いしたということでございます。

丹澤委員 これは皆さんが直接かかわっておらず、事業団が一つ絡んでいるから皆さんはなかなか明確な答弁ができないかと思うけれども、最終的には県が、まず、先ほど、冒頭で言ったように、原因究明をしっかりと。

実際、廃棄物最終処分場がなくなったら、業者は困らなかったわけでしょう。そうすると、この施設は、幾ら金がかかっても、絶対に必要だという施設ではなくなった。それであれば、今後の採算性の問題として、それがどこまで県民に許容してもらえるのかということ判断しなければならないのではないですか、部長さん。

安藤森林環境部長 今後、いろいろな対応を考えていく上で、まず原因究明が一番大事であるということにつきましては、委員の御指摘のとおりでございます。今回が2度目の異常検知ということですから、事業団のほうでもみずからのところに外部の調査委員会を設置しているところでありまして、ここはもう県といたしましても、事業団と連携して原因究明に当たりたいと考えております。

丹澤委員 原因と言ったって、もう既にどこまで来ているかという、存続するかしないかということまで来ているんです。先ほどから言っているように、費用がかかりすぎる、期間延長ができないからやめる、いや、やめざるを得ない、その2つをどうするかということ明確に決めないと。原因究明しますと言ったって、原因が誰にあるのか、ちゃんと補償してもらえるのか。もっとさかのぼれば、設計に問題があったのであれば設計会社に責任を持ってもらう、施工に問題があったのであれば、施工業者に持ってもらう、管理に問題があったのであれば、管理会社に持ってもらう。その原因はよくわからないけれども。一般的に言いますと、まんじゅうが置いてあって2人しか部屋にいない、まんじゅうがなくなった、おまえと俺とどっちかが食ったにちがいないと、要するにそういう状況じゃないですか。

明確な原因がこれだというものをやらなければ、訴訟を起こして補償をとるといったことをちゃんとしてもらいたいと言っているんです。

修復するのにどのくらいの費用がかかるのか、誰が見るのか、延長はしてもらえるのかどうか。再々言ってきたけれども、それは決まってからやりますとか言っただけでずっとここまで来ちゃった。まさに冒頭、僕が言ったように、4幕劇の象徴に思われる事案だと思います。

いくら言っても仕方ないようですから、部長、最後、この明野の処分場をどういうふうにしていくのか、今後の問題も含めてお話をさせていただきたいと思えます。

安藤森林環境部長 あらゆる判断の出発点は、まずしっかりした原因の究明だと考えております。まず、しっかりした原因究明を行った上で、今後の対応については検討してまいりたいと思えます。また、今後の原因究明につきましては、委員御指摘の点も、例えば滞水の問題も含めまして、調査委員会において調査をしてまいりたいと考えております。

飯島委員 引き続き明野についてお伺いしたいと思えます。そもそも工事を完成して、引き渡しをして、納得をして操業に入るという手続があったと思えます。全ての工事はそのとおりにやっていると思うんですけども、先ほども丹澤委員が、事業団のほうが業者に、異常検知にかかわる責任の所在についてという文書の中で、契約に基づいた建設施工引き渡しがなされずというこの文言が何回も出てきますが、工事の引き渡しに対して、それを受け取る責任は発注側の事業団にあるんじゃないかと私は思うんですけども、その辺はどういう見解ですか。

保坂環境整備課長 契約は事業団がJVと行っておりますので、事業団が引き渡しを受けるということでございます。

飯島委員 そうしますと、言葉尻を捕らえるわけではないですが、契約に基づいた建設施工引き渡しがなされずということは、ある一面、依頼元である事業団がその現象を発見できなかったと解釈できるかと思うんですが、完成検査はどんな手順や内容でされましたか。

保坂環境整備課長 処分場の建設工事の完成検査につきまして、業者から提出された完成届を確認いたしまして、完成状況を目視で確認するものであります。それ以前に、各施工段階に応じて必要な検査や確認を行っております。

遮水工では、業者が作成した施工管理計画により、工場及び現場における検査体制が詳細に計画されておりますので、請負者がみずから行う検査や監督員の立会検査が実施されているということでもあります。遮水シートの工場の検査についても、外観検査、引っ張り強度などの性能確認、溶着部の加圧試験等であり、また現場では下地検査、シートの重ね幅確認、溶着部の加圧試験、負圧試験などを行って、施工後は目視による全体確認を行っております。それぞれ多重構造になっておりますので、遮光性の不織布でありますとか、中間不織布でありますとか、自己修復シートについても同様の検査を実施しているということでございます。

飯島委員 目視を初め、各施工段階でやられているということですが、本県の処分場は、ほかの日本の各所にあるよりもきめ細かく事故がないようにということで、発見ができる、電流が流れるということが特徴的かと思えますので、当然、遮水シートのほうにあけて電流を流して大丈夫かなという、もちろんほかのところと違いますから、そういう特徴的なことも確認しなければいけないんじゃないか。やっているだろうと思うんですが、今の説明だとその文言は出てこないんですが、そこはどうですか。

保坂環境整備課長 当然、漏水検知システムにつきましても、各段階で確認をしていることは

間違いないかと思うんですけれども、私、今、この段階で、申しわけございませんけれども詳しく承知してございません。

飯島委員

そこが非常に大事だと思うんです。やはり工事任せではなく、多額なお金はもちろんかかっているわけですから、責任を持って検収して受け取るということが大事なんです。そういう記録が必ずあると思いますが、そのデータを残して、例えば今回のような不測の事態が起きたときに、こういうことで完璧じゃなかったじゃないですかという、お互いの交渉ごとのテーブルに着くときにこちらの資料としてなきやいけないものだと思いますので、そこは次の機会にぜひ提示をいただきたい。

これは想像で申しわけないんですが、そういったしっかりとした検証が甘かったのかな、私の感覚ではありますので、お願いしたいと思います。

フランクに言うと、上層遮水シートの滞水がいっぱいあったという現状は、皆さん、認めているんですけれども、荷重がかかったということが言われましたね。その滞水が荷重にかなり関係していると素人目には思うんですが、それはどう思いますか。

保坂環境整備課長 滞水はシートとシートの間にあるものですので、当然、上の廃棄物等の圧力を受けます。受けているんですけれども、廃棄物がある程度埋まってくると均衡に圧がならされるものですので、滞水が1カ所に集まってという状況にはなっていないと認識しております。

飯島委員

先ほど部長からも御答弁がありましたから、今後、またしっかりと検証していきたいと思います。

最後に、漏水検知システムが異常を検知した原因を調査する際、本来、必要とされる入札をせず、処分場の管理業務を委託していた建設会社に契約内容を変更して請け負わせていたという記事が、今朝の朝日新聞や毎日新聞に載っていたのですが、それは事実ですか。

保坂環境整備課長 今回の質問ですけれども、平成22年10月に前回の漏水検知システムの異常検知が出まして、その調査業務について、監査員から当初契約と目的の異なる業務を変更契約で対応したということで、事務手続上、適切とは言えないという御指摘をいただいたところであります。

飯島委員

明野処分場の問題は、この契約の問題以外に、今、ずっと議論してきて、またかという印象がぬぐえないんですけれども、これについては何が原因でこうなったと思われますか。

保坂環境整備課長 当時、このような事務手続をとったということで、1つ、そもそもは異常検知の原因として上層遮水シートの損傷が想定されたため、早急に原因箇所を掘削し、調査の上、補修することが必要であると事業団が判断いたしましたので、速やかに調査業務に着手できることを最優先に、契約方法の検討を行ったということでございます。

その検討の結果、その当時、結んでいた埋立等管理業務には、場内における搬入路の整備や覆土などの土木的作業が含まれていて、調査に伴う掘削等も同種の業務であるということと、既に埋立地内に重機等の資材を持ち込んでいる、速やかに調査業務に着手できる体制が整っていることということから、埋立管理業務委託を、当時、お願いしていた受託業者と変更契約を締結することが効

率的であるという判断をしたということでございます。

飯島委員

スピード感を持ってやるという観点と、契約していて信頼性もあったという判断だと思いますが、ルールとしては間違っているということでもありますから、その辺のところをどうお考えで、今後、どうするのか、見解を求めたいと思います。

保坂環境整備課長 平成22年11月に変更契約を行っているわけですがけれども、年度内の埋め立て再開ということ、当然、念頭に置いてこういう変更契約の対応をしたところですがけれども、その後、異常検知の原因の特定など、予想を超える日数を要したということで、結果的に、最終的な契約額が当初の4倍となったり、期間も長くなってしまったということです。

今回、監査員から御指摘をいただいているということで、事業団においては会計規程を踏まえる中で、とにかく適切な会計処理に努めていくと考えているとのことです。

飯島委員

わかりました。処理をするスピード感も大事ですが、ルールがあるわけですから、議会に対しても逆にスピード感を持って対応していただきたいと要望して終わりたいと思います。

（ 休 憩 ）

堀内委員長

県執行部に申し上げます。山梨県環境整備センターにおいて、2度目となる漏水が検知されたことは、県民の施設の安全性に対する信頼を著しく損なうものであります。よって、県及び環境整備事業団に対しては、今後、一体となって原因究明を行い、県民に対しその説明を行うよう強く求めるものであります。

なお、先ほど丹澤委員から指摘のありました完成引渡し後の水の抜き取り、そういうことを含めた中で、よく検討し、原因究明を行っていただきたいと思っております。

以 上

土木森林環境委員長 堀内 富久